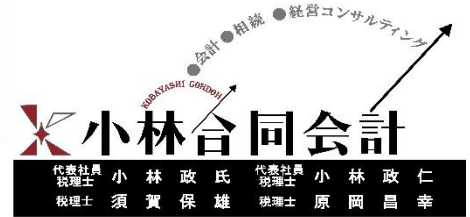


# 協和



発行責任者 / 小林 政 仁  
発行 日 / 2026年5月1日



社報タイトル「協和」は社内で掲げる2026年の標語です。

No. 239

税理士法人 小林合同会計  
〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号  
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602  
URL: <https://www.kg-tax.jp>

## 6月の税務

### ● 6月10日

1. 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（前年12月～当年5月分）の納付

### ● 6月16日

2. 所得税の予定納税額の通知

### ● 6月30日

3. 4月決算法人の確定申告〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
4. 1月, 4月, 7月, 10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税及び地方消費税〉
5. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税及び地方消費税〉
6. 10月決算法人の中間申告〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
7. 消費税の年税額が400万円超の1月, 7月, 10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税及び地方消費税〉
8. 消費税の年税額が4,800万円超の3月, 4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（2月決算法人は2か月分）〈消費税及び地方消費税〉
9. 国外財産調書・財産債務調書の提出

### ● 6月, 8月, 10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日

10. 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)

デスクマット等に挟んでご利用ください。

## インボイス制度に関する令和8年度税制改正

H. H

インボイス制度に関する令和8年度税制改正において下記2点の改正がありました。

① 小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置として3割特例の創設  
個人事業者である適格請求書発行事業者の令和9年分及び令和10年分の消費税額については売上税額の3割を納税額とすることができる制度。

(現行の2割特例は、令和8年9月30日までの属する課税機関にて終了。)

② 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の改正(7・5・3割控除)

免税事業者など適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れにつき、その一定割合を控除できる経過措置について、適用期限を2年間延長したうえで、現行の80%控除・50%控除から80%控除・70%控除・50%控除・30%控除に変更となりました。

詳細については担当者までお気軽にお問合せください。

## 新たな未来へ！4名の新入社員が入社しました。

令和8年4月1日、入社式を執り行いました。

本年度入社したのは、Y.K、T.I、A.I、T.Iの4名です。

新入社員の若い力と新しい視点が、当社のさらなる発展に繋がることを確信しております。

社員一同、皆様と共に成長していけることを楽しみにしております。

今後ともよろしくお願い申し上げます。



## 【川口市より感謝状】

万歩計集計に応じた寄付への取り組みが評価され、川口市役所より感謝状をいただきました。

